

2009年度税制改正に望む

社団法人 関西経済連合会

わが国経済は、長期にわたる景気回復を続けてきたものの、原材料価格の高騰や、サブプライム・ローンに端を発した国際金融資本市場の動揺、世界経済の減速により、足元では停滞感が強まっている。

わが国の景気を一刻も早く回復軌道にのせるとともに、少子高齢・人口減少社会の克服、財政再建、地方分権、地球温暖化防止など、中長期的かつ構造的な課題に取り組むためには、持続的な成長を通じて歳入の増加を図っていくことが不可欠である。

税制抜本改革においては、こうした諸課題を踏まえ、国際的にも高い水準にある法人実効税率(表面税率)の引き下げをはじめ、「成長力」の涵養を主眼に、中長期視点から税財政、社会保障制度、地方分権の一体的改革を推進していく必要がある。

当会は、税体系全般の抜本的改革に向けた第一歩として、来年度税制改正に関し下記の点を要望する。

記

(1) 法人課税

外国税額控除の見直し

日本企業は、海外子会社利益の多くを国内に資金還流せず海外に留保する傾向が見られる一方、海外現地法人からの受取配当金は微増にとどまる現状にある。

現在、海外子会社からの配当については、間接税額控除がなされているが、日本の高税率が適用される上、資料の収集等極めて処理に時間がかかる。従って、現行制度を抜本的に見直し、海外子会社からの受取配当金に関して地方税も含めて全額益金不算入とするべきである。なお、日本においてはタックスヘイブン税制や移転価格税制といった租税回避防止措置が導入済みである。海外子会社からの配当の益金不算入制度の導入により、制度上や執行上の強化が必要となった場合でも、企業にとって過度のものにならないこと、

予見可能性の確保などの観点から、必要最小限とすべきである。

また、外国で納めた税額について単年度で十分な税額控除を受けられない場合、国際的二重課税の調整が不十分であるとの指摘もある。直接税額控除の繰越限度超過額・控除余裕額の期間延長などによりこうした状態を解消すべきである。

移転価格税制の見直し

現状では制度適用の対象となる国外関連者の定義として発行済み株式等の50%以上の保有が定められているが、持分が50%ずつの場合には必ずしも支配権を保有しているとは限らない。こうした事情をふまえ、形式判断基準は50%超とすべきである。

また、制度運用面では無形資産などの取引において取扱いや評価方法において当局の裁量の余地が大きく、予見可能性が担保されていない現状は改善すべきである。

さらに、事前確認制度（APA）の手続き効率化・迅速化のほか、当局相互の意見交換を通じて、外国当局との税務交渉に民間事業者が不安を抱えている実態を解消する道筋をつけるべきである。

タックスヘイブン税制の見直し

中国が法人税を25%に引き下げたほか（2008年1月）、韓国も将来の大幅な引き下げ（25%から20%へ）に言及するなど、世界的に法人税の引き下げ競争が進むなか、現在の軽課税国の定義（税率25%以下）は実態にそぐわなくなっている。法人実効税率が約40%に下がった現在、20%未満に引き下げるべきである。

租税条約締結の促進

中国はじめ東アジアとの結びつきの深い関西経済にとって、成長著しいアジア諸国との経済連携の拡充は重要な課題である。ビジネス環境の整備を早急に進める観点から、租税条約ネットワークの一層の充実を図る必要がある。また、すでに締結されている租税条約についても、近年の経済環境の変化に対応してより実効的な内容に改正すべきである。

省エネ・新エネ向け投資税額控除の新設、研究開発税制の強化

温暖化ガスや環境汚染物質の排出削減を実効的に進めたり、代替エネルギーを開発するためには、企業による技術革新が不可欠であり、設備投資は欠

かせない。こうした投資を支援することを目的に、既存の研究開発投資に対する減税措置の拡充に加え、省エネルギー、新エネルギー開発投資や設備投資に対する税額控除を新設すべきである。

連結納税制度、組織再編税制の見直し

連結納税制度は自由な組織再編を促し、企業グループの競争力強化を図るために創設されたものであるが、制度に問題点があり、充分には普及していないのが実情である。

制度普及の障害になっている連結子会社の連結前欠損金の持ち込み制限の緩和、連結グループ加入時の資産の時価評価規定の廃止や連結会社間の寄附金の全額損金不算入等の見直しを行うべきである。

また、企業再編税制における見込み概念については、曖昧で企業の予見性が困難であり、要件の明確化などの措置のほか、会社分割の登録免許税の特例措置の適用期限の延長を行い、組織再編の円滑な促進を図るべきである。

事業用資産の買換え特例の延長

企業の所有する長期保有土地等を活用した設備投資需要を喚起するとともに、企業立地を促進することにより、わが国企業の活性化を図るため、事業用資産の買換えの場合における課税の特例の適用期限を2010年12月末日まで2年間延長すべきである。

国内法人からの配当益金不算入に関する改善

受取配当金に対する課税は、法人段階ですでに課税されている利益にさらに課税することとなる。そうした二重課税排除の観点から、まずは関係法人株式等（株式保有25%以上）以外の受取配当金の益金不算入割合を現行の50%から100%に戻すなどの見直しを図るべきである。

ファンド税制の見直し

国外流出した資金の還流、ベンチャー育成や企業再生等、わが国産業の活性化の観点から、海外からのリスクマネー供給主体としてファンドの役割は無視できない。1号恒久的施設（PE）保有の判定にあたり、特定の非居住者組合員については、主要国の例にならい居住地国課税とするなど、ファンドを通じた海外からの投資に対する課税について欧米先進国とイコールフットイングを図るべきである。

事業承継税制の確実な制度化

中小企業は雇用の6割以上を占めるなど、わが国経済にとって重要な位置づけを持つ一方で、後継者不足など事業承継にまつわる問題もある。

中小企業の円滑な事業承継を促進するためにも、非上場株式等に係る相続税軽減措置(従来の10%減額から改正後は80%納税猶予)を確実に制度化すべきである。

(2) 地方税

償却資産の固定資産税の廃止に向けた見直し

家屋以外の事業用償却資産に固定資産税を課税するのは、世界でも例が少ない。また、税負担が特定の業種に偏る傾向があるなど中立性の観点から問題があることを踏まえ、将来の廃止に向けた道筋をつける。

その第一歩として、償却資産の固定資産税の税額算出にあたって、減価償却可能限度額の撤廃と整合性のあるようにすべきである。

固定資産税評価額の引き下げ

2004年度税制改正で導入された条例限度額制度により、自治体の判断で負担水準の上限を60%から70%の範囲内で設定できることになった。

企業が国や地域を選ぶグローバルな競争時代にあっては、広く内外から企業誘致を図る必要がある。2009年度は商業地等の評価替えの時期に当たる。この機をとらえて、市町村においては、徹底した歳出の効率化によって財源を捻出し、固定資産税の負担水準を60%まで引き下げるべきである。

超過課税の廃止による法人実効税率(表面税率)の引き下げ

法人実効税率は標準税率が39.5%であるのに対し、事業所を置く市町村によって異なるものの、17政令指定都市及び東京23区の平均では約40.5%となっており、ほぼ1%の超過税率が課されている。

ところで法人実効税率を構成するのは国税約28%と地方税約12.5%であり、ほぼ地方課税分がOECD平均(約30%)から上乘せという形になっている。このような高い税率の地方法人課税に依存した状態では、グローバルに活動する企業の国際競争力を阻害するほか、景気に左右されやすく安定性に欠ける、特定の地域に税源が偏在するといった問題がある。

税制抜本改革においては、法人実効税率の引き下げが不可欠であり、まずは地方法人課税見直しの第一歩として超過課税の廃止が必要である。

(3) 個人所得税

金融所得課税の一体化の推進

1500兆円を超えるわが国の個人金融資産の運用にあたっては、いわゆる「貯蓄から投資へ」の潮流を促進する観点から、投資家にとって簡素でわかりやすく、合理的な仕組みを構築する必要がある。

配当、株式譲渡益、国内株式投資信託の収益分配金などの金融所得課税については、軽減税率（現行10%）の維持・恒久化を前提に、幅広く損益通算を認めるなど金融所得一体課税への道筋をつけるべきである。

住宅税制における優遇措置の延長・拡充

良質な住宅ストックの構築、税制グリーン化等の観点から省エネなど一定の基準を満たす優良な住宅取得に対するローン残高の一定割合の税額控除や、総費用を対象とする住宅投資減税制度の導入が必要である。

また、住宅産業は経済に及ぼす波及効果が大きいことから、景気対策の関連からも現行の住宅ローン減税制度は延長すべきである。

給付付き税額控除の導入

就労促進支援・活性化政策の一つとして、少なくとも、生活保護などが勤労所得を上回る逆転現象は解消すべきである。例えば、給付付きの税額控除（低所得者について、所得税額が税額控除を下回る場合は、還付の形で社会保障給付を行う）といった制度を導入することが考えられる。また、制度の導入にあたっては、所得控除の整理や税額控除への組み換え、所得捕捉の強化も併せて行うべきである。

(4) 年金税制

退職年金等積立金に対する特別法人税の廃止

確定拠出年金、確定給付企業年金、厚生年金基金など退職年金等積立金において、拠出時・運用時非課税、給付時課税を基本として十分な優遇措置が講じられるべきである。公的年金の補完、老後生活の維持向上という社会的要請に応えるとともに、少子高齢社会に対応した年金税制を構築するため、2010年3月末まで課税が停止されている特別法人税は、その期限を待たずに撤廃する必要がある。

確定拠出年金関連

私的年金制度の中核として発展が期待される確定拠出年金のさらなる普及

のために、従業員による個人拠出（マッチング拠出）の容認、拠出限度額の引き上げ、資産の引き出し要件緩和などを行う必要がある。

（５）道路特定財源および環境関連税制

道路特定財源については、暫定税率の維持を基本とし、一般財源化の着実な推進や税制グリーン化の観点から、必要な道路整備への手当をしたうえで、環境への支出や財政再建など政策課題の優先順位を踏まえた使途に充てるべきである。

地球温暖化防止のための環境税の導入には反対である。CO₂削減効果、財源効果などに疑問があるほか、国民経済への悪影響、企業努力の阻害、低規制国への生産活動移転による地球規模での排出量増大の懸念がある。

（６）税務行政の公平化・効率化等

全ての納税者の所得を正確に捕捉するために、納税者番号制度を導入すべきである。また、税・年金保険料などの徴収コストを低下させるためには、納税者番号と基礎年金番号との一体運用など、国税庁と社会保険庁のより緊密な業務提携が必要である。給付付き税額控除の実現にあたっては必須の事項であるとともに、国民の理解を得るために所得捕捉を強化することは最低条件である。

（７）印紙税の廃止

インターネット販売など電子商取引の一般化により経済取引のペーパーレス化が進展するなか、紙を媒体とする文書のみ課税する印紙税は合理性を欠いており、廃止すべきである。

以上